明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○平成二十七年度中小企業支援計画（経済産業一一三）　一
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通六五二～六六二）　七
〔人事異動〕
気象庁　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、弁理士登録関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

告　示

○経済産業省告示第百十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十七年度における中小企業支援事業の実施に関する計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その要旨を告示する。

平成二十七年五月二十日

経済産業大臣　宮沢　洋一

平成27年度中小企業支援計画

Ⅰ．中小企業・小規模事業者を取り巻く環境と課題

「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の三本の矢からなるアベノミクスによって、日本経済の固定化されたデフレ予想は払拭され、日本経済はプラス成長へと転換し、経済状況は改善傾向にある。例えば、有効求人倍率が約22年ぶりの高水準を記録する、あるいは、日銀短観（業況判断指数）が平成25年12月よりプラスを維持するなど、アベノミクスの効果が表れつつある。

一方、中小企業・小規模事業者の景況も改善しているものの、消費税増税後の平成26年４月以降は弱さが見られることや、円安による原材料仕入価格の上昇による中小企業の収益圧迫、大企業を中心とした雇用環境の改善や東京一極集中による人材確保難など、地方や中小企業が相対的に厳しい状況にある。全国385万の中小企業、中でもその９割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、全国津々浦々の事業者に経済の好循環の波を行き届かせ、景気回復を実感させることが必要である。そのため、地域活性化に向けた中小企業・小規模事業者の活動を支援していくこと、また、それらの支援が有効に使われるよう、きめ細かな支援体制を構築することが重要である。

こうした環境の中で、中小企業・小規模事業者を支援する政策は大きく６つの課題に直面している。

第一に円安による原材料・エネルギーコスト高などへの対応である。円安による輸入価格の高騰は、原材料価格等の上昇を通じてマイナス影響を及ぼしている。原材料やエネルギーコストの増加については価格転嫁できない中小企業・小規模事業者の経営を圧迫しており、適正な取引が行われるよう支援を行う必要がある。また、立場の弱い中小企業・小規模事業者が消費税率引上げ分を適切に転嫁できるよう、引き続き、転嫁対策を行う必要がある。

第二にイノベーションの推進である。中小企業・小規模事業者が、世界市場も視野に入れた競争を勝ち抜いていくためには、これまでのビジネスの殻を破り、創意工夫を活かしたイノベーションを起こしていくことが極めて重要であることから、イノベーションの推進を支援する必要がある。

第三に地域の中小企業・小規模事業者の活性化である。大都市圏と比較し、地域の中小企業・小規模事業者が雇用などの面において地域経済に占める割合は非常に高い。また、大都市一極化が進む昨今、地域経済の活性化が急務である点を踏まえて、地域の中小企業・小規模事業者の活力を引き出す施策に取り組む必要がある。

第四に小規模事業者支援策の強化である。平成26年の通常国会において「小規模企業振興基本法」を制定し、地域の経済や雇用を支える小規模事業者を正面から支援する体制を整備した。好循環の流れを加速させるためにも、引き続き、小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。

第五に創業・事業承継の促進である。企業の新陳代謝を進めるため、開廃業率10％台を目標に掲げており、引き続き、創業を促進する必要がある。あわせて、中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化等が進む中、事業承継を契機とした既存事業からの撤退と新事業展開（第二創業）の促進などを支援する必要がある。